

とも まな
共に学び
とも い
共に生きる
こ がね い し
小金井市をめざして

～障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例～



小金井市



はじめに（共生社会の実現を目指して）

だれもが「安心して暮らせる心優しいまち」。
それはどのようなまちでしょうか？

高齢者も、子どもも、障害のある人もない人も、
すべての市民が自分らしく暮らしていけるまち。
そして、困っている人がいる時には、そっと手を差しのべて
「お互いさま」と助けあって日常の生活を送れるまち。
そんな小金井市になってほしいという思いをもって「障害のある
人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」を
つくりました。

人間は、一人ひとり、それぞれが異なり、かけがえのない存在です。

条例をきっかけに、お互いを理解し、どうすればお互いが
暮らしやすくなるのかを考え、
「たがいに人権を尊重し、みんながしあわせになるように助けあ
い、うるおいのあるまち」（小金井市市民憲章より抜粋）
を目指しましょう。

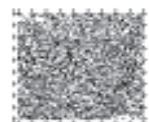
こんにちは！
なまえは“ともっち”だよ
共に学び、共に生きる
小金井をいっしょに
つくろう！





目次

この条例が目指すもの（目的）……………	4	
「共生社会」とはなんでしょう……………	5	
この条例で使われている言葉の説明……………	6	
合理的配慮と不当な差別的取り扱い事例……………	8	
障害に関するマークの紹介……………	12	
ともに生きる人はとなりにいるよ……………	14	
困ったときには Q&A（相談先について）…	20	21
条例全文……………	24	25



この条例が目指すもの（目的）

すべての市民が、分け隔てられることなく
社会の対等な一員として安心して学び、暮らすことのできる
「共生社会」を実現させます。

すべての人は、平等に幸福を追求する権利を持っています。
しかし、社会で暮らし、働いていく上で、障害を理由に、さまざま
な困難にあっている人々の現状があります。

小金井市では、障害のある人もない人も共に学び、共に生きる社
会をつくるために、基本的な考え方を定めました。それがこの条例
です。

これまで「障害」は個人の心身の機能障害ととらえられ、日常生
活や社会活動に制限を受けても、それは心身の機能障害に原因があ
るとされてきました。

しかし、社会の制度や環境が障壁となって、その人の生活に制限
を与えている状態が「障害」であるとする考え方のもと、お互いの
違いを理解し、認め合い、共に暮らしていく社会をつくる。そのた
めに、一人ひとりに何ができるかを考えることが必要です。

「障害」について市民や事業者の理解を深め、「障害」を理由にし
た差別をなくすための取り組みについて、市や市民、事業者の役割
を明らかにし、すべての市民が、分け隔てられることなく社会の対
等な一員として安心して学び、暮らすことのできる「共生社会」を
目指します。



「共生社会」とはなんでしょう

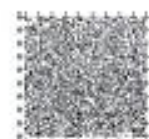
※条例第2条6項(P.26)参照

人間は、一人ひとり、それぞれが異なり、かけがえのない大切な存在です。さまざまな違いのある人々が、それぞれ自立し、相互に支え合い、主体的に暮らしていくことができる社会。全ての人々が社会から排除されることなく、人としての権利が守られ、必要な支援体制が確立されている社会。それが共生社会です。

ともに暮らすことで、お互いを知り、どうすれば暮らしやすくなるのか？という工夫も生まれます。とりわけ、子どものころから色々な特性や個性を持つ子ども同士が出会い、一緒に学び、暮らすことは、それぞれの違いを受け入れ、工夫する力を養います。

共生社会とは、誰にとっても安心して暮らすことのできる社会のあり様です。子どもからおとな、高齢者、障害のある人、ない人…、その人が望む場所でその人らしく生きていくことができる社会、互いに助け合い、思いやって生きる社会。

全ての人がかげがえのない大切な社会の一員なのです。



この条例で使われている言葉の説明

社会的障壁

社会的障壁とは、「障害」のある人がほかの人と同じように、自由に日常生活や社会生活を送ろうとするときに障壁（バリア）となる事物・制度・慣行・観念などのことです。社会的障壁は「障害の社会モデル」という考え方に基づいています。

● 障害の医学モデルから社会モデルへ

これまで障害のある人が日常生活や社会生活において、様々な制限や不利益を受ける原因は、個人の心身の機能障害にあると考えられてきました。これを「障害の医学モデル」と言います。

しかし、「障害の社会モデル」では、障害のある人に対する様々な制限や不利益は、心身の機能障害と社会的障壁（社会環境）の相互作用によって引き起こされるものであり、障害は社会の構造の側にあると考えます。障害を社会モデルとして捉えることが、共生社会への第一歩となります。

～こんなバリア(障壁)があります～

例えば、聴覚障害のあるAさんが乗っていた電車が突然停まり、事故があったと伝えるアナウンスがありました。Aさんは、状況が理解できず困っています。なぜでしょうか？

「障害の社会モデル」では「Aさんの耳が聞こえないから」ではなく、「Aさんにも分かる形で情報が提供されていないから」と考えます。電光掲示板等の設置や、周りの人が筆談などで情報を知らせるなど、社会にあるバリアを取り除くことを目指します。



第2条第1項第4号及び第5号、第6条、第9条(P. 26～27)

合理的な配慮の提供

(Reasonable accommodation)

※条例第2条3項及び第8条(P24-25)参照

障害のある人から、手助けや必要な配慮について意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、様々なコミュニケーション手段により、それぞれの障害に応じて合理的な対応をする必要があります。

★障害のある人と接するための対話の手段、筆談、手話、点字、読み上げ、絵カード、文字カードなど、分かりやすい表現に置き換えるなど、その人の障害にあった方法で対話をする必要があるよ。対話を通じ、お互いわかりあえるといいね！



取扱い

第2条第1項第3号及び第5号、第6条、第8条(P. 25～26)

不当な差別的取り扱い

※条例第2条4項及び第6条(P24-25)参照

「障害」を理由に、~~取り扱い~~に差をつけること、サービスの提供を拒否する、場所や時間帯などを制限する、障害のない人にはつけない条件をつけることなどです。他よりも不当に低く取り扱うことをいいます。

市民
×してはならない
△するように努力

	役所	会社・お店・病院など
不当な差別的取り扱い	×してはいけない	×してはいけない
合理的配慮	○しなければならない	△するように努力

ただし、合理的配慮のために、例えば、お金がかかりすぎたりすることもあります。その場合、他の工夫ややり方を考えることになります。

な



な

「障害」を理由に、「~~不当な差別的取り扱い~~」をすること、「合理的な配慮」をしないことは差別になるんだよ

○しなければならない

取扱い



合理的配慮と不当な差別的取り扱い事例

※合理的配慮とは、配慮をする側と配慮を必要とする側がコミュニケーションし、調整をはかり、合意点を探ることを基本としています。

行政窓口など

× 不当な差別的取り扱い



障害があることを理由に、窓口での対応を拒否したり後回しにする。

○ 合理的配慮



障害による様々な理由により、順番を待つことが難しい人には、他の人の了解を得て優先する。

学校など

× 不当な差別的取り扱い



障害があることを理由に、学校の受験や入学を拒否する。

○ 合理的配慮



特性に合わせて、本人が学びやすい方法で学習できるような環境を整える。



な

取扱い

合理的配慮と不当な差別的取扱い事例

取扱い

病院・福祉施設など

な

× 不当な差別的取扱い



障害のある本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。

○ 合理的配慮



施設内の放送を文字化したり、電光表示板で表示したりする。

取扱い

交通（鉄道・バス・タクシー）など

な

× 不当な差別的取扱い



車いす利用者であることを理由に乗車を断る。

○ 合理的配慮



タクシーへの乗降を補助し、車いすなどの大きな荷物をトランクへ収納する。



な

取扱い

取扱い

小売店・飲食店など

な

✕ 不当な差別的取り扱い



補助犬と一緒に入店を拒否する。

○ 合理的配慮



障害のある人が困っていると思われる時は、まず声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する。

取扱い

不動産仲介など

な

✕ 不当な差別的取り扱い

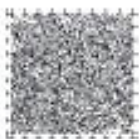


障害者向けの物件はないと言って対応しない。

○ 合理的配慮



障害のある人の求めに応じて、バリアフリー等の条件にあう物件を確認する。



な

取扱い

合理的配慮と不当な差別的取扱い事例

取扱い

商業施設など

な

× 不当な差別的取扱い



障害があることを理由に利用を拒否する。

○ 合理的配慮



特性から音や声が出てしまう場合は、話し合いによって解決を目指す。

な

○ 合理的配慮



意思を伝え合うために、筆談や手話、読み上げ、タブレット端末などを用いる。

何気なくやっていることがバリアになっていませんか？

<コミュニケーション支援アプリの利用>

音声で発せられた言葉を、そのまま文字に変換して表示するアプリがあります。まだ誤変換などがみられる場合もありますが、スマートフォンなどで、各自が利用することも可能です。



しょうがい かん しょうがい 障害に関するマークの紹介



障害者のための国際シンボルマーク

障害のある人が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。



ハート・プラスマーク

内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。



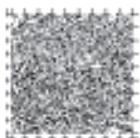
聴覚障害者のシンボルマーク「耳マーク」

聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されます。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚に障害のある方に援助することを示すマークとしても使用されています。



盲人のための国際シンボルマーク

視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。





身体障害者補助犬に関するマーク

身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。



オストメイトマーク

オストメイト（人工肛門、人工ぼうこうを造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など外見から分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知ってもらうためのマークです。

自動車運転免許

身体障害者標識



聴覚障害者標識



やむを得ない場合を除き、これらのマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うと道路交通法違反となります。





いひと ともに生きる人は となりにいるよ

特性は一人ひとり違います。

障害名ではなく、何がその人にとって障壁となっているのか考えてください。

ここにのせている特性はほんの一例です。
人によって、特性も必要とする合理的配慮も様々です。
まずご本人の困りごとを知ることから始めましょう。
ご本人にとって不必要だと思う配慮は合理的配慮になりません。

し かくしょうがい 視覚障害

私は、ほとんど目が見えません。盲導犬と一緒に行動しています。視覚障害者と言っても、まったく見えない、ぼやけて見える、半分しか見えない、光がまぶしいなどいろいろな人がいるんですよ。白杖（白い杖）を使っている人もいます。



ココが大切！

<白杖を上にならしている人がいる！>

視覚障害者の方からのSOSです。何かに困っているので声を掛けてください。

<点字ブロックに注意！>

点字ブロックの上に物を載せると視覚障害者の歩行の妨げになります。駅前の放置自転車が、点字ブロックをふさいでしまい問題になっていましたね。

<補助犬に触ってはダメ！>

補助犬は厳しい訓練を受けています。可愛いからと言って声をかけたり、触ったり、食べ物を見せたり、あげたりしないでください。



ちょうかくしょうがい
聴覚障害



私はろう者です。聴覚障害には
難聴・中途失聴などもあり、外見からは
分からないので周囲に気づいてもらえないことが
多いです。音の情報が入りにくいので、情報障害とも
いわれ、緊急時にすぐ判断することが困難です。
手話・筆談などでコミュニケーションを
取ります。

ココが大切！

筆談マーク



手話マーク



<コミュニケーションのために>

会話の手段として、手話・筆談の他に口話（唇を見やすいように口を大きく開けてゆっくり話す）、身振りや空書（空中に文字を書くこと）があります。ホワイトボードやメモ用紙を備えたり、コミュニケーションしやすい雰囲気があるといいですね。

小金井市では、手話を覚えるために手話講習会があります。毎年3月の市報で受講生を募集します。また、手話の勉強の他に茶話会・講演会・交流会・防災訓練などの小金井市聴覚障害者協会企画・手話サークルに参加して一緒に手話べりましょう！

したいふじゆう
肢体不自由

僕は、足が不自由で車いすを使っているよ。肢体不自由と言われる人には、手が不自由だったり、体の全部が不自由な人もいる。でも、僕もみんなと同じようにやりたいことがたくさんあるんだ。



ココが大切！

<段差など>

車いすの方などには、段差をなくしたり通路を広く確保するなど、バリアフリーを進めましょう。

構造や費用面で難しい場合には、持ち運びのできるスロープを使用するなど工夫することも合理的配慮です。



ち てきしょうがい 知的障害

私には知的障害があります。
ニガテなことはたくさんあるけれど私に
関係のある事は直接私に伝えて欲しいなあ。
ヘルパーさんといっしょにいても、
私に伝えてね。



ココが大切！

実年齢に即した対応が求められています。理解できないだろう…という思い込みで、子ども扱いしたり、不必要にゆっくり話すのは差別的対応となります。
介助者と一緒に活動されている方もいます。必要なときは介助者ではなく、まずご本人に話しかけます。

はっ たつ しょうがい 発達障害



私は、注意欠如多動性障害（ADHD）です。
子どもの頃は、学校でもいろいろなトラブルがあり、「困った子」というレッテルをはられていました。
発達障害というのは、自閉症スペクトラム障害（ASD）、学習障害（LD）、注意欠如多動性障害（ADHD）などをまとめて表す障害名です。生まれつき脳の働きに差異があるもので、知的障害を伴う人もいます。

ココが大切！

少しの工夫や支援で子どもたちはともに育ち合うことが可能です。
気の散りやすいものを掲示しない、いすや机の音がしないように、足にテニスボールをはさむ、LDの人にはタブレットなどの支援機器の使用を認めたり、ルビ付きのプリントを用意する、運動会のルール変更等も、合理的配慮にあたります。



な

せい しん しょうがい
精神障害

私は、「統合失調症」と診断され、服薬治療などを受けています。見た目では分かりにくいですが、日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。うつ病の人などにもいますが、調子に波があることに気を付けながら、うまく日常生活を送っている人もいます。



ココが大切！

精神疾患（障害）ということで誤解や偏見を受けやすく、社会参加が妨げられたり、根拠のないレッテルが張られ、ご本人ばかりでなく、ご家族もいわれなき偏見に悩まされています。まずは理解すること…それが大事です。

ない ぶ しょうがい
内部障害

私は心臓に障害があり、ペースメーカーをつけています。外見からは分かりにくいので、外出時などいつも不安を感じています。内部障害というのは、心臓、呼吸器・腎臓・膀胱直腸・小腸・免疫・肝機能などの障害により、日常生活にさまざまな支障があるんですよ。



ココが大切！

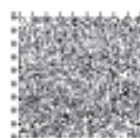
<携帯用酸素ボンベ>

呼吸器障害者などが使用する「携帯用酸素ボンベ」に火気を近づけると、大変危険なことです。喫煙場所なども注意してください。

HIVなど、通常の生活ではうつらない病気にもかかわらず、偏見のために差別的な扱いを受ける場合もみられます。まずは、正しい理解から…。

<設備など>

オストメイトなどにも対応できる多機能トイレの設置が、場所・費用などの面で難しい場合は、気持ちよく使えるような工夫を。



こうじのうき のうしょうがい
高次脳機能障害

私は交通事故で脳が損傷を受け、高次脳機能障害と診断されました。思考・記憶・言語・注意などに障害が生じているのに、身体的には障害が残っていないので、外見からは理解してもらいにくいと感じています。



病気や事故で脳に傷を負ってしまうと、いろいろな障害が起こります。例えば、発症前のことは覚えているけど新しいことを覚えられない、物事の優先順位がつけられない、感情がコントロールできない、通いなれた道にも迷うなどの症状です。

失語症は、人の話を理解しにくい、言葉が出てこない、文字が読めない、書けないなどの症状がありますが、様々な組み合わせで、状態は一人一人違います。

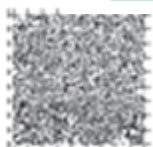


ココが大切！

思いがけない事故や病気による障害のため、本人も以前との違いを受け止めるのに時間がかかったり、混乱を伴う事もあります。が、徐々に症状が軽くなります。過去の記憶を持っていらっしゃる方もいます。過去のご本人も大切に。

元気な時は「意外と普通」なので、一部の「普通でないところ」が目立って見えてしまい、「怠けている」、「不真面目だ」と誤解されてしまうこともあります。

高次脳機能障害・失語症は、知られていない「見えない障害」なので、誤解されやすいです。高次脳機能障害に対する社会の理解が大事です。



いりょうてき じ 医療的ケア児

生きるために、日常的に人工呼吸器による呼吸管理などの、医療機器や医療行為が必要な子どもたちを、医療的ケア児といいます。



日常的に

ココが大切！

難病を抱え医療的ケアを受けながら生活している人もいます。医療的ケアが必要だからと言って活動に制限をかけるのではなく、どうすれば参加できるかを考えていくことが、合理的配慮です。

なん びょう
難 病

な

私は、難病の一つ潰瘍性大腸炎病です。難病というのは原因が不明で、根本的な治療法がない病気です。多種多様な疾患があり、また同じ疾病でも症状や病態に個人差が大きくて、重篤で全面的な介助が必要な人から、ほとんど問題なく日常生活を送っている人もいます。



「医療的ケア児」の欄へ転用

ココが大切！

<医療的ケア>

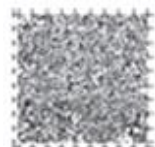
難病を抱え医療的ケアを受けながら生活している人もいます。医療的ケアが必要だからと言って活動に制限をかけるのではなく、どうすれば参加できるかを考えていくことが、合理的配慮です。

国では~~さうし~~疾病が難病指定されています。（令和3年11月1日告）見た目にはわからないけど、モルヒネも効かない程の激痛発作を伴う炎症を繰り返したり、身体中の関節が外れやすく、常に激痛を伴う難病などもあります。

338

その他

CS化学物質過敏症、HSP (Highly Sensitive Person 人一倍敏感な人) など、さまざまな特性を持った人がいます。



～知ってほしいな～

ちょうふくしょうがい 重複障害

障害が重なることでも 社会的障壁は多くなります。介助者を必要とされる方が多く、介助者確保が大きな課題です。学生の介助者も多く、障害者との出会いが介助者から始まったという人も少なくありません。

ヘレンケラーもそうだね

介助者が
増えると
いいなあ

本人の意思を 尊重する

さまざまなこだわりを持っている人もいるよ。ご本人や、周囲に危険がない限り、ご本人を尊重し、静かに見守ります。自分の物差しで測らないことが大事だよ。

こんなことも 合理的配慮

人によっては、激しい感情や行動を落ち着かせるために、静かな部屋で気持ちを休ませる時間が必要なことも。クールダウンする時間や空間の提供も合理的配慮になるよ。



な

気をつけよう！ 駐車場・トイレなど

な

障害者用の駐車スペースに、一般の車が駐車していて駐車できないことがあります。障害者用のトイレも、空けておくよう注意しましょう。

読んでみよう

「小金井市精神障害者の地域生活を考える会」が

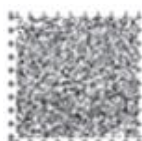
子どもも親も先生も
知ってて良かったメンタルヘルス
—子どものためのメンタルブックガイド—

を発行



心の病気について、特に子どもについての本を紹介したガイドです。図書館で借りられる本も載っています。

(らく福社会、並びに、地域生活支援センターそらのホームページからご覧になれます)



こま 困ったときには Q&A

取扱い

Q1

「どのようなことが差別になるのか知りたい」「これって差別じゃないのかな？」
と思う場合は、どこに相談すれば良いでしょうか。

A 「障害」を理由に、「~~不当な差別的取扱い~~」をすること、「合理的な配慮」をしないことは差別になります。

例えば

- ・「障害がある」という理由だけで、
スポーツクラブに入会できない・入会させない
アパートを貸してもらえない・貸さない
車いすだからといってお店に、は入れない・入れない
- ・聴覚障害のある人に声だけで話す
- ・視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない

障害のある人が、障害のない人と同じように過ごせるよう話し合いをして、対応することを合理的配慮といいます。

障害者差別解消法・条例では、役所や会社・お店などが、障害のある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。

どんなことが「差別」になるのか？は下記の窓口にご相談ください。

な

な

相談先

小倉市自立生活支援課

電話：042-387-9841・9842 F A X：042-384-2524

メールアドレス s050299@koganei-shi.jp

→ 2文字右へ

障害者地域自立生活支援センター

電話：042-381-8811 F A X：042-383-8488

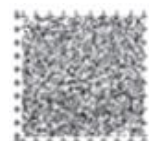
メールアドレス shien@koganei-fukushi.com

→ 2文字右へ

などがあります。

~~また、具体的な事例は、内閣府ホームページにあります。~~

~~<https://www.cao.go.jp/>~~



Q2

介助犬と一緒にお店に入ろうとしたら、介助犬の入店を断られました。差別になるのではないのでしょうか？

A

補助犬(身体障害者補助犬)は、目や耳や手足に障害のある方の生活をお手伝いする、「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことです。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。

きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできるさまざまな場所に同伴できます。

補助犬は身体に障害のある方の自立と社会参加に欠かせません。補助犬のことをもっと知って、補助犬を社会の仲間として受け入れてください。

補助犬の同伴を受け入れる義務があるのは以下の場所だよ。

- ・国や地方公共団体などが管理する公共施設
- ・公共交通機関(電車、バス、タクシーなど)
- ・不特定かつ多数の人が利用する民間施設
商業施設、飲食店、病院、ホテルなど
- ・事務所(職場)
国や地方公共団体などの事務所、従業員50人以上の民間企業



Q3

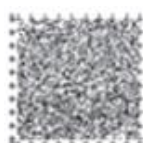
お隣の住民から障害について差別的な言葉を言われました。その人は改善の指導を受けたり罰せられることがあるのでしょうか？

A

障害者差別解消法や条例が禁止しているのは、役所や会社・お店などによる差別です。

この法律や条例が、一人ひとりのすることや考えを罰することはできません。

障害のある人への差別がなくなるよう、国や自治体は、障害や障害のある人について、国民・市民が理解を深められるような取組をしなければなりません。



Q4

会社・お店などに、必要な配慮を伝えてよいのでしょうか？どこかに相談したほうがよいのでしょうか？

A

必要な配慮は、意思表示してください。

会社・お店などでも、「不当な差別的取扱い」として、例えば、障害があるということだけで、不当にサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を禁止しています。

また、障害のある方などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮をするように努力するとしています。

困ったときには、右記の相談窓口へ相談してください。

Q5

飲食店を経営しています。時々来店するお客様がフォークを使いにくそうにしています。お手伝いをした方がいいのかもしれませんが、困っているのかわかりません。声をかけた方がいいのでしょうか？

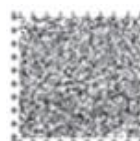
A

個々の状況によって違いますので、まずは、丁寧に声をかけたり、コミュニケーションをとってみてください。

例えば、視覚障害の方には、店員が配膳するときに、食器の位置や料理内容について説明する配慮をしたほうが良い場合があります。

例えば、肢体不自由の方には、料理を食べやすい大きさにカットし、取りやすさに加え見栄えも考慮しながら盛り付けを行ったほうが良い場合があります。

配慮する人も、される人も
困ったときには相談できるよ



困ったときには Q&A

取扱い

すべての人が

や会社・お店など

Q6

障害のことで差別を受けたら、どこに相談をしたらいいでしょうか？

A 不当な差別的取扱いをすることは、~~役所も会社~~ ~~お店なども~~禁止されます。役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。しかし、~~会社~~ ~~お店などは~~、障害のある人が困らないようにできるだけ努力することになっています。困ったときは、相談を受け付ける窓口があります。

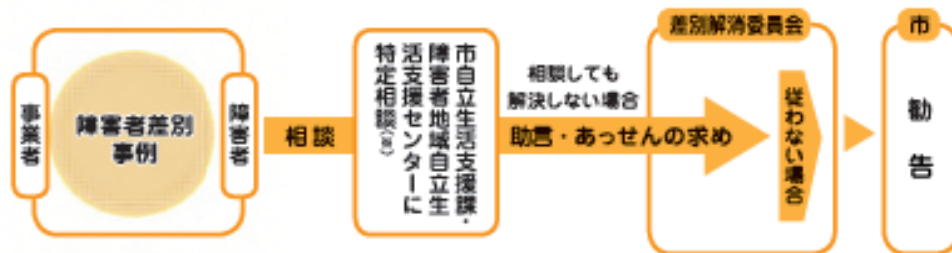
な

一般の市民

相談窓口

機関名	住所	電話	FAX	MAIL
自立生活支援課	前原町 3-41-15	042-387-9841 042-387-9842	042-384-2524	s050299@ koganei-shi.jp
障害者地域自立生活支援センター	緑町 4-17-10	042-381-8811	042-383-8488	shien@koganei- fukushi.com

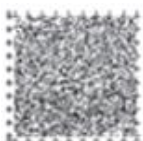
差別解消の相談の流れ



※特定相談

障害者及びその関係者は、市に対して 障害者本人に係る差別に関する相談をすることができます。
(条例第12条 P.26参照)

第13条 P.27~28



条例全文

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例

前文

全ての人は、基本的人権を有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。しかし、依然として障害のある人に対する誤解、偏見及び不当な差別的取扱いが存在し、これらが障害のある人の社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。

それに対して、市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践することは、障害を理由とする差別を解消し、誰もが平等である小金井市を実現する第一歩となる。

2006年12月に国際連合総会で障害者の権利に関する条約が採択され、我が国でも平成26年1月に批准された。さらに、国際連合の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、平成28年4月1日から施行された。これからは、これらの条約や法の下に、障害のある人もない人も共に考え行動し、社会の制度や在り方を見直していくことになる。

私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して、この条例を制定する。

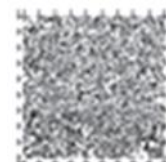
(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、小金井市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 **障害者手帳等の有無にかかわらず**、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、**高次脳機能障害**、難治性疾患その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的、断続的又は**周期的**に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) **不当な差別的取扱い** **障害又は障害に関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であって、あらゆる活動分野において、障害者が障害者でない者と等しく基本的人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果のあるものをいう。**



- (4) 合理的な配慮 障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、障害者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。
- (5) 差別 **障害者に対し**、障害者でない者の取扱いと比べて不当な**差別的**取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。
- (6) 虐待 障害を理由として、排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、不作為等の行為をすることをいう。
- (7) 共生社会 差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会をいう。

(基本理念)

第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、共生社会を実現するためのものであり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。

3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、法の趣旨及び前条に規定する基本理念にのっとり、その他の法令との調和を図りながら、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、共生社会を実現する上で差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。

(差別の禁止等)

第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について合理的な配慮をしなければならない。

(虐待の禁止)

第7条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

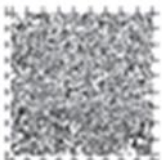
(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障害者及びその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的な配慮)

第9条 市**及び事業者**は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、**当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて**、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

(1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。



- (2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき。
- (3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。
- (4) 意思疎通を図るとき、及び不特定多数の者に情報を提供するとき。
- (5) 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。
- (6) 移動の支援を行うとき。
- (7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。
- (8) サービスを提供するとき。
- (9) 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき。
- (10) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。
- (11) 選挙等を行うとき。
- (12) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。
- (13) その他社会的障壁が生じているとき。

2 市民は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者が合理的な配慮を容易に行うことができるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報伝達)

第10条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音声解説、平易な表現等をいう。以下同じ。）を利用できるように、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

2 市は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進に努めるものとする。

(相互理解の促進)

第11条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

(教育)

第12条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々に応じた教育及び療育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な措置を講ずるものとする。

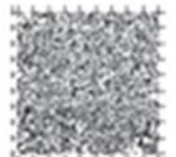
2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。また、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。

(特定相談)

第13条 障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。



- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
 - (3) 関係行政機関への紹介を行うこと。
 - (4) 次条の申立てに関する援助を行うこと。
- 3 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2の基幹相談支援センターに、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。
- 4 特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、特定相談の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（助言又はあっせんの申立て）

第14条 障害者は、自己に対する差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）があるときは、市長に、解決するための助言又はあっせんの申立てをすることができる。

2 障害者の保護者又は養護者、障害者に関係する事業者又は関係機関その他関係者は、当該障害者に代わり、前項の申立てをすることができる。ただし、当該障害者の意に反するおそれがあると認められるときは、申立てをすることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の申立てをすることができない。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであるとき。

(2) 前2項の申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

4 対象事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。

（対象事案の調査）

第15条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあつたときは、対象事案について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業を行う者という。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、対象事案において差別したとされる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

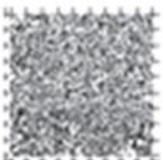
2 市長は、前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。

（助言及びあっせん）

第16条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき設置する小金井市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて意見を求めるものとする。

2 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による自立支援協議会の意見に基づき、助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。



(勧告)

第17条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

第18条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

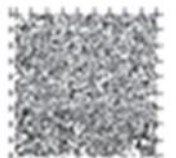
付 則 (令和4年3月28日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）の施行後3年を目途として、この条例による改正後の障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（以下「条例」という。）の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。





初版発行（2019年3月）に

協力して頂いた 方々

【自立支援協議会委員有志】

小幡 美穂（発達にアンバランスのある子どもの親の会ひまわりママ）

田中 麻子（自己炎症疾患友の会）

畑 佐枝子（小金井市手をつなぐ親の会）

佐藤 宮子（公募市民）

【市民有志】

磯辺 美希（公募市民） 平野 澄江（公募市民） その他公募市民

イラスト協力 小幡美穂・田中麻子・平野澄江

この冊子は、内閣府や東京都等のリーフレット・パンフレットを参考に編集しています。「ここを直してほしい」「よくわからない」などのご意見ご要望がありましたら、ご連絡ください。絶えず改善を心がけていきたいと考えています。

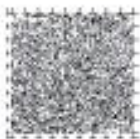
小金井市地域自立支援協議会

小金井市福祉保健部自立生活支援課

電話：042-387-9841・9842・9848（直通）

FAX：042-384-2524

メールアドレス s050299@koganei-shi.jp



~~2019年3月発行~~

2023年3月改定